

清掃業務委託共通仕様書

1. 目的

建物全体を常に清潔な状態に保つことによって、建物の美観を維持し、設備等の保全に努める。

2. 指示事項

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」を準用し業務を履行するが、本仕様書記載事項が前記に優先する。
- (2) この仕様書は委託業務の大要を示すものであるから、この仕様書に定めのない事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美観上又は管理上必要と認め指示した業務については、受託者（以下「乙」という。）はこれを行うこと。
- (3) 乙は、作業員を厳選し、従事者名簿（別記様式第4号-1）を業務計画書（別記様式第2号）とともに甲に提出し、承認を受けること。
なお、乙は従事者の労務管理について適切に行うよう計画すること。
また、従事者を変更した場合も同様とする。
- (4) 乙は、従事者賃金報告書（別記様式第4号-2）、社会保険（労災・雇用・健康・厚生年金）加入状況報告書（様式第5号）及びそれを証明する書類等の写しを提出すること。
- (5) 乙は、業務責任者選任通知書（別記様式第1号）を提出すること。
なお、業務責任者は常に作業員の指示、監督にあたりるとともに、甲と緊密な連絡を取り業務にあたること。
- (6) 乙は、甲が前記提出書類の内容を確認するために行う調査に協力するものとする。
- (7) 乙は、業務実施報告書により、所定の報告を行うこと。
- (8) 乙は、業務上知り得た県の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 乙は、甲への作業日の通知を行う際は十分余裕を持って行うこと。

3. 法令等の遵守

- (1) 乙は、業務の実施に当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。
 - ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等業務関係諸法令
 - ② 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- (2) 乙は、業務の実施に当たり、甲が定めた諸規定を順守するとともに、従事者に周知させるものとする。規程の変更があった場合は、甲は文書にて乙に通知するものとする。
- (3) 甲は、乙が業務に関する諸法令・労働関係諸法令に違反して業務を実施した場合は、改善を命令することができるものとする。

4. 作業員の服務

- (1) 作業員は、定刻までに出勤し、仕様書及び委託者の指示により従事すること。
- (2) 作業員は、乙の定めた服装を着用すること。
- (3) 作業員は、業務にあたり、甲の業務に支障のないように注意するとともに、衛

生及び火気の取り締まりを厳重に行うこと。

- (4) 作業員は、建物、備品その他に破損箇所並びに庁舎内等で不審物及び不審者を発見したときは、直ちに甲に報告し、指示を受けること。
- (5) 作業員は、建物の防災管理について、防災管理者の定める防災計画に従うこと。
- (6) 作業員は、建物又は付近に火災その他の事変が生じたときは臨機の措置をとるとともに、直ちに関係者に連絡すること。
- (7) 作業員は、甲及び一般来庁者と常に友好的な態度で接することとし、県の品位を貶めるような言動は厳に慎むこと。

5. 経費の負担

- (1) 甲が委託料のほか負担する経費
 - ア. 業務に必要な電力、用水及びガス料金等
 - イ. トイレットペーパー、ごみ袋の補充用消耗品類
- (2) 乙が負担する経費
 - ア. 清掃業務に必要な各種機械、器具及び材料等
 - イ. 作業員の被服等
 - ウ. その他、乙の負担に帰すべき経費

清掃業務仕様書

1. 業務

良好な衛生環境の維持と建物等の保全に努めるため、計画的に業務を行い、効果が十分発揮されるようにすること。

2. 作業範囲

流山区画整理事務所庁舎

3. 作業時間

(1) 日常清掃

共用部分（玄関、廊下、トイレ等）は、平日午前8時30分から午後4時30分までの間に完了するよう実施すること。

専用部分（執務室内）は上記作業時間中、委託者（以下「甲」という。）の業務に支障のないよう実施すること。

(2) 定期清掃

甲と作業日時等協議のうえ実施すること。

4. 作業概要

作業は、日常清掃、日常巡回清掃及び定期清掃とし、別紙「清掃作業基準」及び下記事項に従い行うこと。

(1) 日常清掃

ア. 専用部分（執務室内）及び共用部分（玄関・ロビー・廊下・階段）

①ほうき、化学処理モップ又は真空掃除機を用いて床の埃等を取り除く。

②汚れの甚だしいときは水拭き又は中性洗剤で拭き取る。

③紙くず入れの内容物を処理する。

④灰皿の内容物を処理し、容器を洗浄する。

⑤金属部分のから拭きをする。（必要に応じ洗剤、塗布剤を使用）

⑥扉、間仕切りの埃払いをする。

⑦その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

イ. 各階便所

①床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは中性洗剤で拭き取る。

②紙くず入れの内容物を処理する。

③扉、間仕切りの拭き掃除をする。

④衛生陶器類を適正な洗剤で洗浄する。

- ⑤洗面台を清掃し、鏡を拭きあげる。
- ⑥金属部分のから拭きをする。（必要に応じ洗剤、塗布剤を使用）
- ⑦トイレットペーパーを補給する。
- ⑧汚物を搬出処理する。
- ⑨その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

ウ. 各階湯沸室

- ①床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは中性洗剤で拭き取る。
- ②茶がら、生ごみを処理し、容器を洗浄する。
- ③流し台及びその周辺を清掃する。
- ④金属部分のから拭きをする。（必要に応じ洗剤、塗布剤を使用）
- ⑤その他汚れた箇所を適宜に清掃する。

エ. 塵芥処理

庁舎内で出された一般廃棄物を収集し、分別のうえ指定された場所まで運搬する。

(2) 定期清掃

ア. 床表面洗浄

- ①床面に置いてある物品のうち、移動可能なものは作業範囲外に移動するとともに洗浄水が進入するおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。
- ②適正洗剤・器具により完全に埃、汚れを取り除く。
- ③器具等を使用し水分を拭き取った後、乾燥を待ち適正塗布剤（ワックス等）で仕上げる。
- ④移動した物品を現状復旧する。

イ. 床剥離洗浄

- ①床面に置いてある物品のうち、移動可能なものは作業範囲外に移動するとともに洗浄水が進入するおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。
- ②適正剥離剤・器具で既存のワックス等を取り除く。
- ③床材表面を中和するため水洗いを行う。
- ④水モップで水分を拭き取った後、乾燥を待ち適正塗布剤（ワックス等）で仕上げる。
- ⑤移動した物品を現状復旧する。

5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 作業に際し、移動した椅子等の物品は元の位置に戻すこと。
- (4) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

6. 作業員

- (1) 受託者は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 作業員の学歴、性別は問わないが、同種の建築物の清掃を実施した経歴を有する、心身共に健全な者とする事。

7. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は、特に指示のない場合中程度以上のものを使用すること。
- (2) 機械器具等については、その性能を良好に保ち業務遂行に支障のないようにすること。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を受託者の負担とする。
- (4) トイレtpーパー、ゴミ袋については甲で支給することし、受託者はこれを適正に管理すること。

窓ガラス清掃業務仕様書

1. 業務

年間2回、計画的に窓ガラス等の清掃業務を行い、庁舎の美観および機能の維持に努める。

2. 作業範囲

流山区画整理事務所庁舎

3. 作業時間

平日午前9時から午後5時までの間に完了するよう実施すること。
作業日程については委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ実施すること。

4. 作業概要

作業は、下記事項に従い行うこと。

- ① ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。窓用フィルムが貼付された箇所については、水又は中性洗剤を十分に塗布し、フィルムに傷を付けないよう作業する。
- ② ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ③ ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 作業に際し、移動した椅子等の物品は元の位置に戻すこと。
- (4) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

6. 作業員

- (1) 受託者は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 2 m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。

7. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は、特に指示のない場合中程度以上のものを使用すること。
- (2) 機械器具等については、その性能を良好に保ち業務遂行に支障のないようにすること。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を受託者の負担とする。

ルーフドレン清掃業務仕様書

1. 業務

年間1回、ルーフドレンの清掃業務を行い、降雨時の排水機能保持及び屋根の保全に努める。

2. 作業範囲

流山区画整理事務所庁舎（屋上ルーフドレン6箇所）

3. 作業時間

平日午前9時から午後5時までの間に完了するよう実施すること。
作業日程については委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ実施すること。

4. 作業概要

作業は、下記事項に従い行うこと。

- ① ルーフドレン周辺を清掃し、雨水等の自然流下の妨げになるような土・苔・雑草等があれば除去する。
- ② 水を自然流下させ、滞留がないことを確認する。

5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

6. 作業員

- (1) 受託者は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 2 m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。

7. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は、特に指示のない場合中程度以上のものを使用すること。
- (2) 機械器具等については、その性能を良好に保ち業務遂行に支障のないようにすること。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を受託者の負担とする。

庁舎廻り清掃業務仕様書

1. 業務

年間2回、庁舎廻り（植込部）の清掃業務を行い、庁舎敷地緑化部分の美化に努める。

2. 作業範囲

流山区画整理事務所庁舎敷

3. 作業時間

平日午前9時から午後5時までの間に完了するよう実施すること。
作業日程については委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ実施すること。

4. 作業概要

作業は、下記事項に従い行うこと。

- ①植込部の雑草・塵芥等を除去する。
- ②生垣・樹木を適切な器具を用い刈込み・剪定を行う。
- ③上記作業中に発生した枝葉・塵芥については、受託者（以下「乙」という。）の責任において処分する。

5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、安全管理を徹底し、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
草刈り機使用時は、飛び石防護ネット等を使用し、安全管理の徹底を図ること。
- (2) 作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。
- (3) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

6. 作業員

- (1) 乙は、作業員を適正に配置すること。
- (2) 作業員の学歴、性別は問わないが、植栽管理についての知識を有し、心身共に健全な者とする。

7. 使用材料等

- (1) 機械器具等については、その性能を良好に保ち業務遂行に支障のないようにすること。
- (2) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を乙の負担とする。

貯水槽清掃及び水質検査業務仕様書

1. 業務

年間1回、貯水槽の清掃業務を行うとともに、清掃後に水質検査を行い、良好な衛生環境の維持に努める。

2. 作業範囲

流山区画整理事務所庁舎敷

(受水槽 鋼板製パネルタンク型 4×2×H1.5 有効水量9立方メートル)

3. 作業時間

平日の午前9時から日没までの間に清掃を完了するよう実施すること。

作業日程については委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ実施すること。

4. 作業概要

作業は、下記事項に従い行うこと。

- ① タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を適切な方法で除去し、洗浄する。
- ② 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき適切に処理する。
- ③ 水質検査は「一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度」の15項目について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に定めるところにより実施する。

5. 注意事項

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生のないよう十分注意すること。
- (2) 清掃作業終了後は、甲の検査を受け、不十分な点があるときは、指示に従い完全な清掃を行うこと。また、水質検査結果は速やかに甲に報告すること。
- (3) 甲の所有物に対し破損等のないよう十分注意し作業にあたること。

6. 作業員

- (1) 受託者は、健康状態の良好な作業員を適正に配置すること。
- (2) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

7. 使用材料等

- (1) 本作業に使用する材料は、特に指示のない場合中程度以上のものを使用すること。
- (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものである。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- (3) 使用する材料、機械器具等についてはその一切を受託者の負担とする。